

平成 23 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 23 年 10 月 12 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長(板橋恵一)

本会議 5 日目でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(板橋恵一)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において森 長一郎議員及び松村敬子議員を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 58 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算(第 6 号)

日程第 3 議案第 59 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 4 議案第 60 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 61 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 62 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 7 議案第 63 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 2、議案第 58 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 7、議案第 63 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）までを一括議題といたします。

本件については、補正予算特別委員長の報告を求めます。13 番根本朝栄議員。

（補正予算特別委員長 根本朝栄議員登壇）

○補正予算特別委員長（根本朝栄）

補正予算特別委員会審査報告をいたします。

議案第 58 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 59 号 平成 23 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 60 号 平成 23 年度多賀城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 61 号 平成 23 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 62 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 63 号 平成 23 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

本委員会に付託された上記議案は、昨日と本日委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により、報告いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

まず、本案 6 件に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

次に、本案 6 件に対する賛成討論の発言を許します。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

議案第 58 号について意見を述べて賛成討論といたします。

今回の大震災は、国民、多賀城市民にかつてない大被害をもたらしました。阪神大震災では、個人住宅の再建には一切の公的支援はありませんでした。その後、住まいの再建がまちの復興に欠かせないという国民挙げての運動の中で被災者再建支援法がつくられました。個人の財産に税金は投入しないという国の方針を打ち破った画期的な支援策でございました。

しかし、この支援法にも改善の余地があります。被災事業所や店舗、半壊、一部損壊家屋への公的支援がなかったものだからであります。今回の大震災では、これまでの支援策の範囲ではさまざまな分野で救済できないものがあることを政府自身も認めております。市民の皆さんからは住宅の一部損壊や被災した事業所、店舗に公的支援が全くないという声が強く出され、議会の復興対策委員会でもこうした要求にこたえるべきということが総意となりました。

今回の市の提案は、市民の声にこたえとともに、国のこれまでの支援制度のあり方にも大きな影響を与えたものとして評価をいたしますが、今回の市の施策は、被災者の要求にこたえるものとしては大変構えが小さいと考えるものです。

まず、支援の基準の決め方については、50 万、100 万の線引きでは余りにも乱暴過ぎると思います。審議の中で、いろんなパターンがある、今まで全く手が届いていない人がまだいる、こういう答弁がありました。だからこそ広く対象として利用できるように、かかった費用の 1 割を補助対象とすべきではなかったでしょうか。再考を強くお願いするものであります。

また、補助額の上限は利府町が 20 万円ということを考えれば、本市の 10 万円は余りにも低過ぎます。あわせて再考を促すものであります。

また、マンションの共有部分の修理について、国は従来の姿勢を変えて公的支援の対象にするということを決めております。それにもかかわらずこの部分を対象にしていないのは問題があります。強く再検討を求めるものです。

以上、申し上げましたように、今回の施策については被災者の支援に新しい一歩を築くものであるということの評価しつつ、この制度の改善を強く求めて討論といたします。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 58 号から議案第 63 号までを一括採決いたします。

本案 6 件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件は原案のとおり可決されました。

---

○議長(板橋恵一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 10 月 13 日は休会といたします。

来る 10 月 14 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 1 時 07 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 10 月 12 日

議長 板橋 恵一

署名議員 森 長一郎

同 松村 敬子